令和3年第5回若狭町議会定例会会議録(第3号)

令和3年9月17日若狭町議会第5回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員(13名)

| 1番 | 谷 | Ш | 暢 | _ | 君 | | 2番 | III | 島 | 富= | 上夫 | 君 |
|-----|---|---|---|---|---|---|----|-----|---|----|----|---|
| 3番 | 西 | 村 | | 毅 | 君 | | 4番 | 倉 | 谷 | | 明 | 君 |
| 5番 | 増 | 井 | 文 | 雄 | 君 | | 6番 | 藤 | 田 | 正 | 美 | 君 |
| 8番 | 熊 | 谷 | 勘 | 信 | 君 | | 9番 | 島 | 津 | 秀 | 樹 | 君 |
| 10番 | 辻 | 岡 | 正 | 和 | 君 | 1 | 1番 | 坂 | 本 | | 豊 | 君 |
| 12番 | 今 | 井 | 富 | 雄 | 君 | 1 | 3番 | 北 | 原 | 武 | 道 | 君 |
| 14番 | 松 | 本 | 孝 | 雄 | 君 | | | | | | | |

2. 欠席議員

なし

3. 欠 員(1名)

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 深 水 滋 書 記 河 原 典 史

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| 町 | 長 | 渡 | 辺 | 英 | 朗 | 副 | 町 | 長 | 二本 | x松 | 正 | 広 |
|---------|----|---|---|---|---|----|------------|---------|----|----|----|----|
| 教 育 | 長 | 松 | 宮 | | 毅 | 会計 | 十管理 | 11 者 | 三 | 宅 | 宗 | 左 |
| 総 務 課 | 長 | 岡 | 本 | 隆 | 司 | 政策 | 推進 | 果長 | 竹 | 内 | | 正 |
| 観光 未創造課 | 来長 | 泉 | 原 | | 功 | 税務 | 住民語 | 果長 | 松 | 宮 | 登記 | 忠次 |
| 環境安全調 | 果長 | 木 | 下 | 忠 | 幸 | 福 | 祉 課 | 長 | 佐 | 野 | 明 | 子 |
| 保健医療護 | 果長 | Щ | 口 | | 勉 | 建設 | 水道語 | 果長 | 飛 | 永 | 浩 | 志 |
| 農林水産調 | 果長 | 岸 | 本 | 晃 | 浩 | パレ | ア文化 | 課長 | 中 | 村 | 和 | 幸 |
| 歴史文化談 | 果長 | 藤 | 本 | | 斉 | | 子委員 務 局 | 自会 長 | 宮 | 田 | 雅 | 秋 |

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 認定第 1号 令和2年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の 認定について

日程第 3 認定第 2号 令和2年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業 会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の

認定について

- 日程第 4 議案第62号 令和3年度若狭町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 5 議案第63号 令和3年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第1 号)
- 日程第 6 議案第64号 令和3年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号)
- 日程第 7 議案第65号 令和3年度若狭町直営診療所特別会計補正予算(第1 号)
- 日程第 8 議案第66号 令和3年度若狭町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第67号 令和3年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算(第2 号)
- 日程第10 議案第68号 令和3年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正 予算(第1号)
- 日程第11 議案第69号 令和3年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予 算(第1号)
- 日程第12 議案第70号 令和3年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1号)
- 日程第13 議案第71号 令和3年度若狭町営住宅等特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第72号 令和3年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算(第1 号)
- 日程第15 議案第73号 令和3年度若狭町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第74号 令和3年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正 予算(第1号)
- 日程第17 議案第75号 字の区域の変更について
- 日程第18 請願第 3号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を埋立て等に使用しない ことを求める請願
- 日程第19 請願第 4号 原発事故時の安定ヨウ素剤配布の事前配布を求める請願
- 日程第20 陳情第 1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について
- 日程第21 議員派遣報告及び議員派遣について

(午前10時09分 開会)

○議長(今井富雄君)

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

~日程第1 会議録署名議員の指名について~

○議長(今井富雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、2番、川島富士夫君、3番、 西村 毅君を指名します。

~日程第2 認定第1号・日程第3 認定第2号~

○議長(今井富雄君)

次に、日程第2、認定第1号「令和2年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第3、認定第2号「令和2年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」の2議案を一括議題とします。

認定第1号及び認定第2号は、去る8月31日に予算決算常任委員会に審査を付託しました。その審査報告書が提出されました。

委員長より審査報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、坂本 豊君。

○予算決算常任委員会委員長(坂本 豊君)

予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る8月31日、令和3年度第5回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました議案は、認定第1号「令和2年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第2号「令和2年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」の2議案であります。

議案審査のため、9月1日と2日の午前9時より、委員全員出席の下、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、三宅会計管理者、岡本総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、認定第1号「令和2年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について」でありますが、一般会計決算額の歳入総額は135億9,828万円、このうち、自主財源の主なものは、町税18億2,945万4,000円で、歳入に占める構成比率は13.5%、寄付金1億6,187万円で1.2%、繰入金8億4,229万1,000円で6.2%、繰越金5億8,104万2,000円で4.3%、諸収入3億1,965万4,000円で2.3%であります。

依存財源の主なものは、地方交付税43億2,143万2,000円で31.8%、 国庫支出金28億2,140万7,000円で20.7%、県支出金10億8,632 万3,000円で8.0%、町債8億1,980万9,000円で6.0%となってお り、自主財源と依存財源の構成比率は、自主財源が29.6%、依存財源が70.4% であります。

また、歳出総額は128億8,776万6,000円、その内訳は、議会費8,454万7,000円、総務費40億2,541万3,000円、民生費22億8,259万4,000円、衛生費12億6,606万2,000円、労働費2,243万9,00円、農林水産業費9億9,826万2,000円、商工費6億6,431万3,000円、土木費8億7,032万5,000円、消防費4億441万5,000円、教育費9億9,861万3,000円、公債費12億7,078万3,000円であります。

次に、令和2年度の財政収支状況は、歳入歳出差引額7億1,051万4,000円のうち、翌年度へ繰り越すべき財源1億6,114万6,000円を差し引いた実質収支は5億4,936万8,000円、財政調整基金の取崩し等を含めた実質単年度収支は1億7,394万8,000円の黒字となりました。

また、特別会計及び一部事務組合の起債償還経費も考慮した実質公債費比率は15. 3%、財政力指数が0.331、経常収支比率が87.6%であります。

次に、特別会計でありますが、国民健康保険特別会計をはじめとする11の特別会計の歳入総額は53億9,714万9,000円に対し、歳出総額は52億6,431万1,000円で、歳入歳出差引額は1億3,283万8,000円であります。

それでは、一般会計及び特別会計の審査の過程における主な質疑を申し上げます。 まず、一般会計決算、政策推進課関連では、

問、上中駅に置いている電気自動車の利用は1件から7件であり、廃止になったのか。 答、令和2年度の利用実績は1件、今年度4月から7月末までの利用状況は7件で、 今後も継続して利用する。 問、どこが運営しているのか。

答、大阪に本社があるスマートバリューという会社が運営している。採算は厳しいと 思うが、車両の運行は福井県からの委託でスマートバリューという会社になっている。 中核工業団地の企業や小浜線の利用促進の中で連携した利用促進を図っていきたい。

次に、観光未来創造課関連では、

問、若狭湾観光連盟負担金64万6,000円、三方五湖広域観光協議会負担金150万円、若狭湾観光連盟電源地域産業育成支援事業負担金100万円、海・湖と歴史の若狭路発信事業実行委員会負担金55万1,000円、大河ドラマ「麒麟が来る」推進協議会負担金75万円、三方五湖エリア全体協議会負担金100万円、それぞれ重複しているものはないのか。

答、若狭湾観光連盟負担金64万6,000円は、嶺南6市町がそれぞれ負担金を持ち、若狭湾観光連盟という県の出先機関で事業するもの。今は出向宣伝はできないが、ラジオ放送等でPRしている。

三方五湖広域観光協議会150万605円は、美浜町と若狭町で組織する協議会。行政と民間が入っており、誘客促進策として三方五湖有料道路を通行するバスに一部補助をしている。また、海フェスを開催し、クーポン券を配布して誘客をしている。

若狭湾観光連盟電源地域産業育成支援事業負担金100万円は、嶺南市町が国庫補助金を用いて一律100万円ずつ支出し、若狭湾観光連盟が実施する誘客促進事業の負担金である。

大河ドラマ「麒麟が来る」協議会負担金75万円は、NHK大河ドラマの誘客に係る 費用で、令和2年度で終わり。京都府、大阪府、兵庫県の自治体が集まり、誘客。

三方五湖エリア全体協議会負担金100万円は、3年前に発足した県と美浜町と若狭町と民間を含めた協議会で、エリアを活性化しようという、令和3年度、周遊バスを走らせる計画。

次に、環境安全課関連では、

問、交通安全施設整備事業で街路灯工事3か所となっているが、それぞれ何基付けた のか。

答、下夕中から末野間は施工延長が235メートルで、防犯灯5基、天徳寺から神谷間は施工延長245メートルで、防犯灯5基、黒田川沿いは施工延長650メートルで、防犯灯11基を整備している。

次に、建設水道課関連では、

問、町道倉見井崎線改良事業で、国道から旧道までの分はできているようだが、まだ

通行できないのか。

答、道路の形はできたが、区画線と国道の交差点、反対側もできていない。

今回の事業は、旧成願寺交差点、運転免許センター交差点、この2つある交差点を1 つに集約し、旧交差点は閉鎖する。新しくできる交差点から白屋側へハス川の橋を渡り、 運転免許センターへ入る形になる。県と公安委員会と国土交通省が絡むので、町の采配 では動けない。

次に、税務住民課関連では、

問、固定資産税でも3%近い2,469万円という金額が収入未済額になっている。 コロナの影響もあるのか。

答、固定資産税、国民健康保険税、町県民税、全ての税目について徴収の猶予があった。滞納しても延滞金等をつけずに徴収を猶予するもの。コロナの影響で猶予期間が1年間ということで、令和2年度からの収入未済額が増額となっている。

次に、福祉課関連では、

間、あかちゃんスマイル事業で対象児1人当たり3万円を上限、その条件は何か。

答、あかちゃんスマイル事業の補助の対象は、乳幼児用品の購入経費で、レシートを 添付していただいている。

次に、保健医療課関連では、

問、風疹の抗体検査で1,500人が対象で500人前後が受けられたとあったが、 最近の状況と終了時期は決まっているのか。

答、平成31年から令和3年までであり、今年度で終了となっている。

1年目は広報して、今年度は前年度末に広報したので、実績は上がってくると思う。 健診のときに血液検査と抗体検査ができ、今、30名ほどが検査を受けている。

次に、教育委員会関連では、

問、学校ICT管理事業で児童生徒用端末が各台数配られている。財源が違うので、全く別のものだと思うが、公立学校情報機器整備事業では先生と児童用に端末が配られている。全く別のものか。

答、全く別のものである。学校ICT環境管理事業に入っているノートパソコンについては、パソコン教室に置いてあるノート型パソコンで平成28年に整備したもの。

公立学校情報機器整備事業で購入したものは、タブレットにキーボードがついたものである。これは、ネットワーク環境も別のものとなっている。

問、部活動指導員配置促進事業は、県の補助は3分の2、上限があるのか。

答、県の要綱では、賃金の上限、時間当たりの単価の上限が設定されている。全体額

の上限は設定されていないが、県では予算があり、配分があるので、全てを賄うのは難 しい。

次に、町営住宅等特別会計決算では、

間、住宅使用料の収入未済額で、16万8, 408円のうち8万4, 000円余りが入金されたとのことだが、収入未済額を0、または1円でも収入未済額にならない努力をしていただきたい。

答、今後も収納に努力していきたい。

次に、農業集落排水事業特別会計決算では、

問、新規加入で、和楽の介護施設が入ってくるが、処理能力に余裕があるのか。

答、当初計画していた人口より大幅に処理人口が少なくなったので、処理場の処理能力に余裕がある。

次に、介護保険特別会計決算では、

問、保険料の収入未済額が425万円あり、現年度分は74万6,000円ある。保 険料の納付がない場合は保険対象にはならないのか。

答、介護サービスを利用することはできる。負担額を一旦全て支払い、償還払いなどペナルティー的な対応は、状況に応じ判断する。制度上で決まっている。

問、介護度が同じで、事業所のサービス内容により支払われる金額は変わるのか。統一的な単価表があるのか。

答、同じ介護度であれば、同じようなデイサービスを使った場合、基本的に報酬単価は国で定められているので、同額になる。看護師を加配したり、リハビリに力を入れるなど、提供するサービスにより単価に少し差が出てくる。

全ての審査を終了し、認定第1号「令和2年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出 決算の認定について」の討論では、

賛成討論、令和2年度の一般会計の予算には反対したが、偉人顕彰の式典は中止になり、出金がないため、決算は賛成する。

討論を終結し、採決の結果、委員全員の賛成をもって認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号「令和2年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」でありますが、令和2年度若狭町水道事業会計決算では、収益的収入が1億5,175万8,000円、収益的支出が1億4,976万9,000円で、差引当年度純利益は198万9,000円であります。

令和2年度若狭町工業用水道事業会計決算では、収益的収入が2,548万6,00

0円、収益的支出が3,312万4,000円で、差引当年度純利益は763万8,00円の損失であります。

令和2年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算では、収益的収入が4億6,956万4,000円、収益的支出が4億9,609万円で、差引当年度純利益は2,652万6,000円の損失であります。

全ての審査を終了し、認定第2号「令和2年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」の討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって認定すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(今井富雄君)

委員長報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、認定第1号「令和2年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定 について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第1号「令和2年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、 本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号「令和2年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び 若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」に対する討論を行います。 討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第2号「令和2年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町 国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

~日程第4 議案第62号から日程第20 陳情第1号~

○議長(今井富雄君)

次に、日程第4、議案第62号「令和3年度若狭町一般会計補正予算(第2号)」から日程第20、陳情第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択について」までの17議案を一括議題とします。

この17議案については、去る8月31日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。

その審査報告書が提出されました。

各常任委員長から審査報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、熊谷勘信君。

○総務産業建設常任委員会委員長(熊谷勘信君)

総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る8月31日、令和3年第5回若狭町議会定例会において、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました案件は、議案1件、請願2件、陳情1件であります。

議案審査のため、9月8日午前9時より、委員全員出席の下、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、三宅会計管理者、岡本総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

まず、議案第75号「字の区域の変更について」でありますが、土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく団体営土地改良事業(気山地区)の施工に伴い、字の区

域を変更したいものであります。

説明の後、質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、請願2件でありますが、紹介者である北原議員に趣旨説明、質疑を行うため、 出席を求め、審査をしました。

まず、請願第3号「沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を埋立て等に使用しないことを求める請願」の審査の過程における主な質疑では、

問、国として、そこにするということは決まっているのか、聞いているのか。国会議 員に聞いたが、まだ何もそういうことはしていないということで、どこで聴取したのか。 答、国の機関である沖縄防衛局が発表した、今のところ計画であり、手がつけられて いない。菅総理は、「土砂の調達は、防衛省が適切に判断する」としている。

問、請願者は個人名で3名、上中地域の浄土真宗の住職になっているが、若狭町仏教 会の代表として請願されているのか。それにより重みがかなり違ってくる。

答、日程もあり、請願は1人でもかまわないため、3人いれば十分ということで、3 人で請願を提出したが、仏教会が先頭に立ってやらなければならないことだとの話が出ている。

問、この請願書は各市町全部に出しているのか。

答、平和遺族会では、「人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること」という内容の要請を、遺骨収集ボランティアが全議会に出していることを大変重く見て、応援してほしいということだが、地元から請願を出しているのは、福井県で若狭町だけである。

問、「人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること」という撤回要請の請願は、基地の建設に賛成か反対かではないと書いているが、基地建設に反対という意思表明をするように見えるが、どうか。

答、今回の3名から出されているものは、そのような文言はなく、基地だけではなく、 埋立てということでもなく、大規模建設事業に使用することはやめてほしいという文面 である。

質疑を終結し、討論では、

反対討論、この件については、若狭町に決定する権限は何もない。また、これから先、 国と沖縄県にその決定を委ねられているということから、若狭町として意思を示す必要 はなく、取り上げる必要もない。 反対討論、普天間基地の移転及び辺野古新基地建設については、国防及び外交に関するものであり、地方議会が意見書を提出するのは好ましくないことから、本請願は不採択にすべきものと考える。

反対討論、計画的にはっきりしないという部分があり、反対だが、ただ、遺骨が含まれた土砂をあらゆる工事に使用するということは、どのようなことがあっても人道上どうかということもあり、主旨には賛成するが、意見書提出には反対する。

反対討論、請願を出すのは、町として町民が納得してということであれば問題ないが、 国防に関することなので、非常に慎重に考えなければならない。このようなものは、町 議会として出すのではなく、遺族会か、それに賛同される方の署名を集めて出されるの が妥当かと考える。

討論を終結し、採決の結果、挙手なしにより不採択すべきものと決しました。

次に、請願第4号「原発事故時の安定ヨウ素剤配布の事前配布を求める請願」であります。

審査の過程における主な質疑では、

問、政府からの事務連絡で、事前配布は実施可能と書かれており、「健康、年齢による違いを考慮して実施してください」と書いてある。使用期限5年で、5年間は家に置いておき、実際、服用しなければならないとき、健康状態や年齢要件が変わったり、医師の判断なしで飲んだりすることとなり、安全性を考えると事前配布は本当によいのか。

答、現にPAZでは配っているので、それに準じるということ。乳児や妊婦は影響が出やすい。500マイクロシーベルトを超えてから飲むのだから、なるべく早く放出される前に飲むのがよい。交換や配布するのは町がやるわけで、期限がくれば取り替える。これは国の費用でPAZと同じように一斉に取り替える。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、挙手少数により、不 採択すべきものと決しました。

次に、陳情第1号「地方財政の充実、強化を求める意見書採択について」であります。 質疑は省略し、意見では、

意見、自治労から出されている意見書については、毎年採択しているもので、内容については協議し、公務員中心とした立場で出されている。町の財政ということに関しては賛成しているが、会計年度任用職員の処遇改善に関することなど検討する必要があると思う。

意見の後、討論はなく、採決の結果、挙手少数により、不採択すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託、審議依頼された議案及び請願、陳情の審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(今井富雄君)

予算決算常任委員会委員長、坂本 豊君。

○予算決算常任委員会委員長(坂本 豊君)

予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る8月31日、令和3年第5回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました議案は、議案第62号「令和3年度若狭町一般会計補正予算(第2号)」から議案第74号「令和3年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算(第1号)」までの計13議案であります。

これら13件の議案審査のため、9月10日、委員全員出席の下、議案説明者として 渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、三宅会計管理者、岡本総務課長ほか関係課長の 出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、議案第62号「令和3年度若狭町一般会計補正予算(第2号)」は、既定の歳入歳出予算に、それぞれ5億2,561万7,000円を追加し、予算総額を114億5,935万円とするもので、歳入の主なものは、地方交付税9,678万9,000円の増額、国庫支出金933万2,000円の増額、県支出金990万1,000円の増額、繰越金4億354万1,000円の増額などであります。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費では、交通安全施設整備事業200万円の増額、総合計画策定事業106万6,000円の増額、若狭町ホームページリニューアル事業1,500万円の増額、財政調整基金費2億7,500万円の増額など合わせて3億361万円を計上。

民生費では、社会福祉施設管理事業236万5,000円の増額、パレア若狭管理事業622万4,000円の増額など合わせて1,365万2,000円を計上。

衛生費では、上中診療所負担金事業3,227万2,000円の増額、保健衛生事業200万円の増額、高齢者予防接種事業404万2,000円の増額、海岸漂着物回収処理事業160万円の増額など合わせて3,998万9,000円を計上。

農林水産業費では、都市農村交流事業50万円の増額、県単小規模土地改良事業1, 100万円の増額、土地改良事業184万円の増額、松くい虫被害対策事業158万2, 000円の増額、森林環境譲与税活用検討委員会費5万円の増額、林道維持費450万 円の増額など合わせて1,947万2,000円を計上。

商工費では、観光施設管理運営事業270万円の増額、温泉設備管理事業1,200

万円の増額など合わせて1,470万円を計上。

土木費では、除雪対策事業8,016万4,000円の増額、道路維持修繕事業2,850万円の増額、道路新設改良全般事業1,014万4,000円の増額、急傾斜地崩壊対策事業912万円の増額など合わせて1億2,792万8,000円を計上。

教育費では、学校規模配置適正化事業407万1,000円の増額、中学校教育振興事業73万8,000円の増額、熊川保存整備事業30万円の増額、古墳史跡保存整備事業31万8,000円の増額、重要文化財建造物保存整備事業25万円の増額、佐久間キャンプ場管理事業50万円の増額など合わせて626万6,000円を計上。

以上が一般会計補正予算の概要であります。

それでは、一般会計補正予算審査の過程における主な質疑を申し上げます。

総務課関連では、

問、ホームページリニューアルで1,000ページと言われた。ホームページ作成は、 表紙は10万円、各ページ2万円ぐらい、1,500万円の予算で、1,000ページ になると単価は安いと思うが、実際には1から作成するのか。

答、データそのものは活用するが、一旦内容を整理して、分類分けの作業をする。基本的な骨格のものを作る発注を1,000万円ぐらいまででする。残りの予算でホームページの仕組みを使いやすい機能にしていく。

保健医療課関連では、

問、上中診療所の空調をやりかえなければいけないということだが、今はリースなのか。リースはやめて、新しく各部屋に1つずつ整備するということか。

答、6月に故障し、2階の病棟等に仮設で大規模な応急措置をしている。御指摘のと おりリースで行っている。2階の病室については13部屋があるが、今回は10部屋だ けを新たに整備し、残り3部屋は既存のもので整備する。安く効率的に進めていく。

問、PCR検査の補助金で、葬式で親戚が町内に戻られたときに、その家族が濃厚接触をする場合、補助金の対象となるのか。

答、主旨としては、コロナウイルスを町内に持ち込まないという意識の高い方への補助ということで、いろいろなパターンについては直接、相談していただきたい。

問、介護や里帰り出産、冠婚葬祭等で、子供が県外にいて、子供が生まれて、手伝い に行った方が帰ってくるときに受けるのも対象となるのか。

答、対象になる。

問、補助金の財源は何か。

答、一般財源である。

パレア文化課関連では、

問、パレアのパソコンとソフトウエアの管理、技術料で60か月で223万円、あまりにも高いのではないか。

答、機械自体は20万円前後だと思う。システムは200万円ほどかかるが、リースとして、途中で壊れた場合の保証料も入っている。

歴史文化課関連では、

問、伝建審議会委員や地元関係者などはどなたがされているのか。

答、伝建審議会には、建築の専門家の先生がおり、毎年1回、審議会を開催している。 元福井大学の髙嶋先生にお世話になっている。

重要文化財建造物郡保存整備事業の文書調査は、歴史関係の専門である多仁先生にお 願いしている。

政策推進課関連では、

問、町の総合計画は、基本計画は議会にはできたという報告を受けるが、議決案件には入っていない。議会の関係性、議会の立場として、意見を取り入れるような場所の設置など持っていただけるのか。

答、中間報告で報告させていただくので、そのときに議会の意見を頂き、審議会に回すという形を考えている。

以上、議案第62号「令和3年度若狭町一般会計補正予算(第2号)」を審査の結果、 討論はなく、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計及び企業会計補正予算の概要について申し上げます。

議案第63号「令和3年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」は、前年度精算による療養給付費等の返還金で460万円を増額補正。

議案第64号「令和3年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」は、 福井県後期高齢者医療広域連合への納付金などで480万円を増額補正。

議案第65号「令和3年度若狭町直営診療所特別会計補正予算(第1号)」は、高圧 保安機器修繕料と基金積立金などで674万円を増額補正。

議案第66号「令和3年度若狭町介護保険特別会計補正予算(第2号)」は、基金積立金の増額と返還金で4,772万9,000円を増額補正。

議案第67号「令和3年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」は、基金積立金の増額など1,707万3,000円を増額補正。

議案第68号「令和3年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算(第1号)」は、基金積立金8万9,000円を増額補正。

議案第69号「令和3年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1号)」は、修繕工事に518万3,000円を増額補正。

議案第70号「令和3年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」は、 町道舗装改修工事負担金など231万3,000円の増額補正。

議案第71号「令和3年度若狭町営住宅等特別会計補正予算(第1号)」は、町営住宅と公営住宅の修繕で441万9,000円を増額補正。

議案第72号「令和3年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)」は、基金積立金の増額で1,645万3,000円の増額補正。

議案第73号「令和3年度若狭町水道事業会計補正予算(第1号)」は、一般給水装置設置工事費などで1,261万6,000円を増額補正。

議案第74号「令和3年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算(第1号)」は、空調改修工事で、3,372万2,000円を増額補正するものです。

以上、議案第63号「令和3年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」から議案第74号「令和3年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算(第1号)」までの12議案を審査した結果、特筆する質疑、討論はなく、全議案、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(今井富雄君)

以上で、委員長報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第62号「令和3年度若狭町一般会計補正予算(第2号)」に対する 討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第62号「令和3年度若狭町一般会計補正予算(第2号)」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号「令和3年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」 に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第63号「令和3年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号「令和3年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第64号「令和3年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」、本 案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号「令和3年度若狭町直営診療所特別会計補正予算(第1号)」に

対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第65号「令和3年度若狭町直営診療所特別会計補正予算(第1号)」、本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号「令和3年度若狭町介護保険特別会計補正予算(第2号)」に対 する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第66号「令和3年度若狭町介護保険特別会計補正予算(第2号)」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号「令和3年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」 に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第67号「令和3年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号「令和3年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算 (第1号) 」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第68号「令和3年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算(第1号)」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号「令和3年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第69号「令和3年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1号)」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号「令和3年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第70号「令和3年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」、本 案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号「令和3年度若狭町営住宅等特別会計補正予算(第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第71号「令和3年度若狭町営住宅等特別会計補正予算(第1号)」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号「令和3年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)」 に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第72号「令和3年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号「令和3年度若狭町水道事業会計補正予算(第1号)」に対する 討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第73号「令和3年度若狭町水道事業会計補正予算(第1号)」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号「令和3年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算 (第1号) 」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第74号「令和3年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算(第1号)」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。 次に、議案第75号「字の区域の変更について」に対する討論を行います。 討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第75号「字の区域の変更について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第3号「沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を埋立て等に使用しないことを求める請願」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

13番、北原武道君。

○13番(北原武道君)

沖縄本島南部地域には、今なお、沖縄戦の遺骨が数多く残されており、ボランティア 団体の手によって、収集され、調査され、遺族の元に届けられています。

2016年には、「戦没者遺骨収集推進法」が超党派の議員によって提出・可決され、 2024年度までの時限立法として発効しております。

この法律では、未だ遺族の元に戻っていない遺骨の収集を「国の責務」と位置づけ、 遺骨収集を集中的に推進することとしております。

しかるに、2020年4月、防衛省・沖縄防衛局は、遺骨を含んだ、この土地の土砂を採掘して、これを辺野古新基地建設の埋立てに使用する計画を発表しました。

遺骨収集を続けているボランティアの人たちは、この計画に反対の声を上げました。 沖縄県議会も、このようなことは人道上許されないとして、基地建設に賛成あるいは 反対の立場を超え、全会一致で「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しな いよう求める意見書」を国に提出しています。

福井県出身の沖縄戦戦没者は1,184名を数えます。本請願は、「人間の尊厳」という観点から、遺骨収集ボランティアの人たちの見地に賛同して提出されたものです。

単に「埋立てに使うな」ということではなく、遺骨収集の継続を不可能にしてしまうような大規模土木建設工事に使わないことを要請しています。

もし、「遺骨を含んだ土砂を土木建設工事に使うことは人道上許されないが、基地建設は別次元」という意見があったとすれば、それは、沖縄の基地問題を「アメリカによる占領時代」にタイムスリップさせてしまうものになってしまいます。つまり、占領下では、人道も人権もなく、沖縄の人たちは、強制的に立ち退かされ、そこに米軍基地が建設されていったのです。

私は、埋立てであろうが何であろうが、遺骨収集の継続を不可能にしてしまうような 土砂の採掘は許すべきでないとする本請願は採択すべしと考えます。ありがとうござい ました。

○議長(今井富雄君)

次に、原案に反対者の討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。

請願第3号「沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を埋立て等に使用しないことを求める請願」を採択することに賛成の諸君は起立願います。

「起立少数〕

○議長(今井富雄君)

起立少数です。したがって、請願第3号は不採択とすることに決定しました。

次に、請願第4号「原発事故時の安定ョウ素剤配布の事前配布を求める請願」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

13番、北原武道君。

○13番(北原武道君)

本町は、敦賀原発から高浜原発まで、若狭湾全ての原発から30キロメートル内、つまり (UPZ圏内) に位置します。

原発事故が発生し、避難する場合には、UPZ避難が適用されます。空中の放射線量が $20 \mu S v / h$ を超えれば屋内退避、 $500 \mu S v / h$ を超えれば避難となります。 そして、避難の途中で安定ョウ素剤を受取り、服用します。

屋内退避の段階で既に被爆環境になっていますが、避難が始まったときともなれば、 既に放射性ヨウ素を吸い込んでいる可能性が大であります。

一方、国の公式見解では、放射性ョウ素を吸い込む前の24時間以内に安定ョウ素剤を服用しておけば、放射性ョウ素を体外に排出する効果があるとされています。つまり、UPZ避難での安定ョウ素剤の服用のタイミングは、間違いなく手遅れです。このことは、国の避難指針が作成された当初から指摘され続けてきました。

令和2年2月3日、内閣府は、道府県原子力防災担当部局長に「安定ョウ素剤の事前配布に係る運用について」という事務連絡を行っています。これには、「緊急配布による安定ョウ素剤の受取りの負担を考慮すると、事前配布によって避難等が一層円滑になると想定されるUPZ内住民への事前配布が実施可能です」と記されています。事前配布によって避難がスムーズになるのは、想定どころか自明のことであり、事実上、国は事前配布を奨励するスタンスに立ったと言えます。「実施可能です」という表現は、実施するかどうかの判断は、自治体に任されているものと理解されます。

ところで、実はこの内閣府の事務連絡以前から、全国の多くのUPZ自治体で事前配布が行われていました。それは、2月7日に内閣府が作成した参考資料に示されているとおりです。皆さんに配布をいたしております。内閣府は、広がるUPZ自治体の事前配布を、むしろ後追いで「OKです」と認めたものとも言えます。

本町は、全国で最も多くの原発を抱えるUPZ自治体であり、特に美浜3号機は40年超えの原発です。事前配布の実施については、真っ先に手を上げてしかるべきです。

本請願は、「議会として、事前配布を町長に進言してほしい」というものです。

事前配布は、理にかなっており、いずれ本町でも実施されることになると思いますが、 私は、本議会が、そのオピニオンリーダーの役割を果たすことを期待するものです。

以上、本請願、賛成の討論といたします。ありがとうございました。

○議長(今井富雄君)

次に、原案に反対者の討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。

請願第4号「原発事故時の安定ヨウ素剤配布の事前配布を求める請願」を採択することに賛成の諸君は起立願います。

[起立少数]

○議長(今井富雄君)

起立少数です。したがって、請願第4号は、不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択について」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

13番、北原武道君。

○13番(北原武道君)

本陳情は、国の財政政策において、住民の身近な生活に直結する地方自治体への支援を手厚くしていただきたい。そのような意見書を国に上げてもらいたい。このような陳情であります。

コロナパンデミックは、医療崩壊に象徴されるように、経済効率優先で、余裕を削り 取るような社会は持続不可能であることを証明しました。

自治体の役割は住民福祉です。自治体は、もっと福祉行政を充実させる。そして、そのために自治体への国の支援を手厚くする。それでこそ、持続可能な社会に転換できると思います。

以上、本陳情、賛成の討論といたします。ありがとうございました。

○議長(今井富雄君)

次に、原案に反対者の討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

陳情第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択について」を採択することに 賛成の諸君は起立願います。

[起立少数]

○議長(今井富雄君)

起立少数です。したがって、陳情第1号は、不採択とすることに決定しました。

~日程第21 議員派遣報告および議員派遣について~

○議長(今井富雄君)

次に、日程第21「議員派遣報告及び議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。本件については、お手元に配付したとおり報告し、また派遣すること にしたいと思います。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。よって、本件については、お手元に配付のとおり報告し、また 派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付託されました案件の審議は全て終了しました。

これをもって、令和3年第5回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例会は、8月31日の開会以来、本日まで18日間にわたり提案されました令和2年度一般会計、特別会計及び企業会計決算の認定をはじめ、令和3年度各会計補正予算、字の区域の変更など、重要議案につきまして終始熱心に、また慎重に御審議いただき、本日ここに、その全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。

早いもので、9月も半ばを過ぎ、若狭町での新型コロナワクチン接種も進んでいますが、県内、国内で感染拡大が収束するまでにはまだまだ時間がかかるものと感じております。

このような中ですが、議員各位におかれましては、十分な感染予防対策を取りながら、 地域活性化のために御尽力賜りますようお願いを申し上げます。

また、理事者各位におかれましては、健康管理に十分御留意され、本定例会において 可決されました諸議案の執行に際し、住民福祉の向上のため、なお一層の努力を払われ るよう希望するものであります。 さて、西日本あたりに、ただいま上陸が見込まれます台風第14号、本県への直撃は 免れたようなものの、今日から明日にかけて本県に接近することとなっております。十 分な警戒をいただくとともに事前の備えをお願いいたします。

終わりに、本定例会に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚くお礼を申し上げます。

以上で、閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

町長より、閉会の御挨拶があります。

渡辺町長。

○町長 (渡辺英朗君)

閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本定例会は、8月31日の開会以来、本日まで18日間にわたり開催をさせていただきました。

その間、令和2年度決算に基づく報告をはじめ、令和2年度決算の認定、工事請負契約の締結、令和3年度補正予算に関する案件など、重要な案件について御審議をいただきました。

議員の皆様方には、提案させていただきました議案に対し、本会議並びに各常任委員会において、慎重に御審議していただき、それぞれに妥当なる御決議を賜り、誠にありがとうございました。

議員の皆様方から頂きました御意見や御指導につきましては、今後の町政運営に十分 留意し、町民と協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

さて、国では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、19都道府県において緊急事態宣言が9月30日まで延長されました。

一方、県では、新規感染者数が減少傾向にあり、県独自の緊急事態宣言は、13日から「特別警報」に切り替えられ、全国的には感染者の若年化や重症化が報告されておりますので、予断を許さない状況が続いております。

引き続き円滑なワクチン接種に努めるとともに、福井県行動指針に基づいた感染防止対策の徹底に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、長引くコロナ禍の影響により、飲食や宿泊業をはじめ、様々な業界が大きな打撃を受けておられます。今後の感染状況も注視しながら、第2弾「若狭町飲食店応援事業」や「若狭町宿泊キャンペーン事業」などを実施し、地域経済の回復を図ってまいりたいと考えております。

町内では、国産「岩屋梨」の収穫や、たわわに実った稲穂の稲刈りが最盛期を迎えております。秋の気配を感じる季節となりましたが、同時に台風が多く発生する時期となり、今週末には台風14号が接近しております。

本年4月には、洪水ハザードマップを更新し、全戸配布させていただきましたところですが、町といたしましても災害への備えに万全を期してまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただき、さらなる町政発展のため、ますます御活躍いただきますよう御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

(午前11時32分 閉会)